

2021年5月24日

株式会社斐太工務店
代表取締役 岩佐 昭彦 様

一般社団法人北海道自然保護協会
会長 在田 一則

(仮称)八の沢風力発電事業環境影響評価書に係る住民説明会を求める要望

1. (仮称)八の沢風力発電事業環境影響評価書の内容と事業計画について石狩市および当別町の地元住民および自然保護団体などに対し説明会を開催するよう要望いたします。その際、境影響評価書の縦覧期間は2021年6月1日～30日と聞いていますが、余裕をもって説明会を行えるよう縦覧期間を7月まで延長していただきたい。
2. 説明会開催の通知を適切かつ十分に行ってください。
3. 2016年の環境影響評価準備書からかなり時間が経っています。環境影響評価準備書との違いがわかるように、準備書を貴社のHPに掲載していただきたい。

上記要望についてのご回答を下記宛てに書面にて速やかにお願いたします。

〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目
加森ビル5
一般社団法人北海道自然保護協会

要望の理由

1. 該当事業実施予定地域は、北海道の自然保護行政の指針である北海道自然環境保全指針（1989年）において「身近な自然地域：八の沢自然林」に選定されており、また石狩市のプロジェクトM石狩遺産「石狩油田～道内最大級の油田の歴史と石油を産んだ地層」（2017年認定）の主要構成要素である「石狩油田」や「石狩油田八の沢鉱業所跡記念碑」などが存在し、石狩市民らが自然や歴史に親しむために訪れる場所になっています。

当協会では、石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会および銭函海岸の自然を守る会とともに、貴社の（仮称）八の沢風力発電事業に対して、2014年11月20日に「（仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書」への意見書、また2016年4月20日に「（仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書」（以下、準備書）への意見書を提出しております。そこでは、私たちは本事業実施予定地域の自然の貴重なことと本事業に対する環境影響評価の不十分さと杜撰さを指摘しました。

2. 2016年の準備書では、風力発電事業の総出力は2.1万kW（単機3,000kW、7基）でした。しかし、2021年4月8日に経済産業省に受理された環境影響評価書では、総出力はほぼ同じ2万kWですが、単機出力は4,200kW（6基）であると聞いております。

本事業の準備書に対して北海道知事（2016年9月5日付け経済産業大臣宛て）は、本事業予定区域の比較的高い自然度と重要な動植物や稀少猛禽類への著しい影響を懸念し、動植物の調査不足や不適切な予測評価を指摘しています。また、風力発電設備の設置基数の削減や配置の見直しを行うことを指示しています。

しかし、環境影響評価書では、上記のように単機出力は準備書と比べると40%増となっています。また風力発電機の設置場所や工事用道路の位置などは市民や町民、また設置地域の貴重な自然環境の保全を危惧している自然保護団体にはまったく不明です。法的手続きはともかく、このような単機出力の増大や設置位置の不明の状況では準備書の段階をやり直すべきと考えます。

3. 上記の北海道知事意見では、「対象事業実施区域及びその周辺の住民等に対しては、事業計画やその環境影響に関して、具体的かつ丁寧な説明を行うこと」を求めています。この知事意見を踏まえて、住民等に対し準備書からの変更点や変更の理由および変更による周辺の自然環境への影響などについて、具体的かつ丁寧な説明が不可欠と考えます。